



宮 崎 県 公 報

平成28年11月7日(月曜日) 第 2844 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(“ ”) 1
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称の変更…………… (“ ”) 1
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在

頁

- 地の変更…………… (障がい福祉課) 1
- 道路の区域の変更(2件)…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用の開始…………… (“ ”) 2

公 告

- 採石業務管理者試験の合格者…………… (産業振興課) 2
- 企業局企業管理規程**
- 企業局職員表彰規程の一部を改正する企業管理規程…………… 2

告 示

宮崎県告示第 705号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成28年11月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4512050065	茶臼原自然芸術館	児湯郡木城町大字椎木 603番地1	社会福祉法人石井記念友愛社	児湯郡木城町大字椎木 644番地1	平成28年11月1日	就労継続支援A型

宮崎県告示第 706号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成28年11月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
四季クリニック	宮崎市	精神通院医療	平成28年11月1日
セイシェル薬局 都城	都城市	薬局	平成28年11月1日
ファン薬局 宮崎医大前	宮崎市	薬局	平成28年11月1日

宮崎県告示第 707号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う

指定自立支援医療機関の名称変更について次のとおり届出があった。

平成28年11月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	名称		変更年月日
		変更前	変更後	
ハロー薬局本郷店	宮崎市	ポッポ薬局	ハロー薬局本郷店	平成28年11月1日

宮崎県告示第 708号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成28年11月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	名 称		変 更 年月日
		変更前	変更後	
ひむか薬局神宮店	宮崎市	宮崎市神宮西 1 - 39 - 2	宮崎市神宮西 1 丁目 39 番地 1 ミモレ 88 1 02号室	平成28年11月1日
ひむか薬局清武郵便局前店	宮崎市	宮崎市清武町船引字原田 240番 2 の一部	宮崎市清武町船引 240 番地 4	平成28年11月1日

宮崎県告示第 709号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年11月7日から平成28年11月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年11月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 69号	宮崎市清武町今泉字沓掛上甲3755番 1 地先から同市同町今泉字下ノ原甲2838番 1 地先まで	旧	11.1～ 13.0	94.0
				新	14.0～ 15.2	

宮崎県告示第 710号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年11月7日から平成28年11月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年11月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字向山谷下平2802番 1 地先から同郡同町同大字字切林松1460番 1 地先まで	旧	4.0～ 17.6	508.7
				新	4.0～ 17.6 11.0～ 32.2	

宮崎県告示第 711号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年11月7日から平成28年11月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年11月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 69号	宮崎市清武町今泉字沓掛上甲3755番 1 地先から同市同町今泉字下ノ原甲2838番 1 地先まで	平成28年11月7日

公 告

平成28年10月14日に実施した第45回採石業務管理者試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成28年11月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

4、7、10

企業局企業管理規程

企業局職員表彰規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成28年11月7日

宮崎県企業局長 関 師 雄 一

宮崎県企業局企業管理規程第 6 号

企業局職員表彰規程の一部を改正する企業管理規程

企業局職員表彰規程（平成元年宮崎県企業局企業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(表彰の種類)</p> <p>第2条 表彰は、功績表彰及び永年勤続表彰とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(功績表彰)</p> <p>第3条 功績表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員等について、局長が表彰状及び副賞を授与して行う。</p> <p>(1) <u>職務上の成績が特に優秀なもの</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>職務の遂行に関し特に他の模範とするに足る行為があったもの</u></p> <p>(4) <u>災害を未然に防止し、又は災害に際し特に功績があったもの</u></p>	<p>(表彰の種類)</p> <p>第2条 表彰は、功績表彰、<u>職務精励表彰、社会貢献表彰</u>及び永年勤続表彰とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(功績表彰)</p> <p>第3条 功績表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員等について、局長が表彰状を授与して行う。</p> <p>(1) <u>局の運営等において抜群の功績があったもの</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>災害等を未然に防止し、又は災害等に際し特に功績があったもの</u></p> <p>(4) <u>職務の遂行に関し特に他の模範となる行為があったもの</u></p> <p>2 功績表彰には、副賞として記念品を付することができる。</p> <p>(職務精励表彰)</p> <p>第4条 <u>職務精励表彰は、困難な職務に対し、献身的努力をもって精励した職員等について、局長が表彰状を授与して行う。</u></p> <p>2 職務精励表彰には、副賞として記念品を付与することができる。</p> <p>(社会貢献表彰)</p> <p>第5条 <u>社会貢献表彰は、社会の模範となる、特に善良な行為のあった職員等について、局長が表彰状を授与して行う。</u></p>
<p>第4条 [略]</p> <p>(表彰の時期)</p> <p>第5条 表彰は、毎年9月10日(その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後のその日に最も近い月曜日)に行う。ただし、局長が特に必要があると認めるときは、随時行うものとする。</p>	<p>第6条 [略]</p> <p>(表彰の時期)</p> <p>第7条 表彰は、毎年7月1日に行う。ただし、局長が特に必要があると認めるときは、随時行うものとする。</p> <p>(職員表彰審査会)</p> <p>第8条 表彰を審査するため、企業局職員表彰審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>2 審査会は、前項の規定による審査結果を局長に報告するものとする。</p> <p>第9条 審査会は、会長、副会長及び審査員をもって組織する。</p> <p>2 会長は副局長(総括)を、副会長は副局長(技術)をもって充てる。</p> <p>3 審査員は、技監、総務課長、工務課長、電気課長、施設管理課長、総合制御課長、北部管理事務所長、経営企画監及び開発企画監をもって充てる。</p> <p>第10条 会長は、会務を総理し、及び審査会を代表する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>3 審査会の会議は、会長、審査員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>第11条 審査会の庶務は、総務課において処理する。</p>
<p>(表彰の内申)</p> <p>第6条 副局長(総括)は、職員等で功績表彰又は永年勤続表彰に該当するものがあると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面により毎年7月31日までに局長に内申するものとする。ただし、第3条第3号及び第4号の規定に該当する職員等に係る表彰については、その都度内申するものとする。</p> <p>(1) 所属、職及び氏名</p> <p>(2) 表彰の事由</p> <p>(3) 履歴の概要</p>	<p>(表彰の内申)</p> <p>第12条 所属長は、所属職員等で功績表彰、職務精励表彰又は社会貢献表彰に該当するものがあると認めるときは、表彰推薦書(別記様式)を副局長(総括)を経由して、局長に内申するものとする。</p>

- (4) 勤務状況
- (5) 賞罰の有無

2 局長は、前項の規定にかかわらず、内申に基づかないで表彰を行うことができる。

第7条 [略]

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

(表彰式)

第13条 表彰式は、総務課が主催する。

第14条 [略]

別記様式

職 員 表 彰 推 薦 書

平成 年 月 日

企 業 局 長 殿

所属長 職 氏名

私印

次のとおり企業局職員表彰規程第12条の規程により内申します。

所 属				
職 氏 名	職名	氏名	職名	氏名
表 彰 事 由	適用規定	企業局職員表彰規程第 条第 項第 号		
勤 務 状 況				

--	--